様式第十五の二の備考4を削り、同様式中備考5を備考4とし、同様式の備考6中「備考7から9まで及び12」を「備考6から8まで及び11」に改め、同備考を同様式の備考5とし、同様式中備考7を備考6とし、同様式の備考8中「又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルをはらないでした手続」及び「、「代表者」」を削り、同備考を同様式の備考7とし、同様式中備考9を備考8とし、備考10から備考14までを1ずつ繰り上げ、同様式の備考15中「備考14及び16」を「備考13及び15」に改め、同備考を同様式の備考14とし、同様式の備考16中「備考14」を「備考13」に改め、同備考を同様式の備考15とし、同様式中備考17を備考16とし、備考18を備考17とし、同様式の備考19中「27、30から32まで及び41から45」を「26、29から31まで及び40から44」に改め、同備考を同様式の備考18とする。

様式第十七の備考10中「第３項」を「第２項」に改め、同様式の備考11中「13、17及び22」を「12、16及び21」に改める。

様式第十八の備考1中「第３項」を「第２項」に改め、同様式の備考2中「13、17及び22」を「12、16及び21」に改める。

様式第十九の備考3中「13、17及び22」を「12、16及び21」に改める。

様式第二十の備考2を削り、同様式の備考3中「第13条の２第３項」に改め、同備考を同様式の備考2とし、同様式中備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、同様式の備考6中「27及び41から44まで並びに様式第10の備考２及び５」を「26及び40から43まで並びに様式第10の備考２及び５」に改め、同備考を同様式の備考５とする。

様式第二十一の備考8中「24、26から32まで及び41から45」を「24から31まで及び40から44」に改める。

様式第二十二の備考11及び様式第二十三の備考6中「25、27、30、32及び41から45」を「26、29、31及び40から44」に改める。

（電気工事士法施行規則の一部改正）

第二十一条　電気工事士法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第一の四、様式第一の五、様式第四及び様式第五の三中「㊞」又は「印」及び「４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「７　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「８　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第一の二及び様式第一の三中「㊞」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「１　この」を「この」に改め、様式第六中「印」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「１　用紙」を「用紙」に改める。

（重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令の一部改正）

第二十二条　重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令（昭和三十六年通商産業省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第三及び様式第四中「記名押印又は署名」を「代表者名」に改め、「印」を削る。

（電気用品安全法施行規則の一部改正）

第二十三条　電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

様式第三、様式第五の二、様式第八、様式第九及び様式第十一中「㊞」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「１　この」を「この」に改め、様式第四中「㊞」を削り、「記名押印すること。ただし、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を「氏名を記載すること。」に改め、様式第五中「㊞」及び「３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

（電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部改正）

第二十四条　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「１　用紙の大きさは、日本工業規格」を「用紙の大きさは、日本産業規格」に改め、様式第一の二から様式第七まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、様式第八中「㊞」及び「３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、

ふりがな	
氏　名	印

を

ふりがな	
氏　名	

に改める。

（電気関係報告規則の一部改正）

第二十五条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

様式第十三の二及び様式第十三の四から様式第十三の六まで中「㊞」及び「３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十三の三中「㊞」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「１　用紙」を「用紙」に改める。

（発電水力流量測定規則の一部改正）

第二十六条　発電水力流量測定規則の一部を次のように改正する。

様式第三中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（容器保安規則の一部改正）

第二十七条　容器保安規則の一部を次のように改正する。

様式第八中「㊞」及び「４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十一及び様式第十五中「㊞」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「１　この」を「この」に改め、様式第十九から様式第二十四まで中「署名」を削り、様式第三十三及び様式第三十四中「高圧ガス保安協会　指定容器検査機関」を「印」に改める。